

野洲市まちづくり基本条例推進委員会（第8回）会議要録

平成21年3月9日（月）

コミュニティセンターきたの 会議室

◆ 開会 13時30分

◆ あいさつ

（委員長）

本日の委員会では、これまでの検討経緯を確認のうえ、第8の論点から最後の論点までの審議をお願いする。

～検討経緯の確認～

これまでの審議のなかで、制度の中心的な論点は、第4発議と実施の流れ、第5投票資格者、第6情報提供と投票運動であり、まずは前回の委員会の審議内容等を振り返り、確認していきたい。

◆ 協議事項

論点第4～論点第7の審議内容の確認

（事務局説明）

論点第4．発議と実施の流れについて

【発議（請求）資格者について】

まちづくり基本条例に規定するまちを構成する主体として「住民、市議会、市長の三者」を発議資格者とすることが適当であることが確認された。また、発議資格は、住民投票条例に規定する必要があるが、同様にまちづくり基本条例においても明示し整合を図ることが必要ではないかといった意見もあった。

【市議会の発議について】

市議会の発議については、議会提案の要件など、市議会のご意見をお聞きしたうえで、市において規定内容を検討していくべきであるという意見が確認された。

【市長の発議について】

市長の発議については、市行政の長としてその権限において市民の総意を確認すべき事案であるか否かについて判断されたうえで、市長自らが発議されることが確認された。

【住民の発議について】

住民の発議については、間接民主制の補完という住民投票制度の意義から、市議会との協議や議決など、その関係性を勘案した制度設計が必要であること。また、他市の事例を参考に、署名数に応じて市議会との関係性を考慮し、1/50以上という少ない署名数の場合は、市議会の議決を経て実施し、1/4以上という多数の署名のケースは投票を実施するという二つのパターンを併用する制度が適当であることが委員会の意見として確認された。

論点第5. 投票資格者について

【投票資格者の年齢要件について】

まちづくり基本条例における数多くの議論を踏まえたうえで、海外主要国の各種法定年齢、国民投票法の投票年齢などの背景や、若い世代のまちづくりへの参加意識を高めるために様々な手法や制度化が必要であるという観点などを勘案し、住民投票の年齢要件としては、年齢満18歳以上とすることが望ましいとの意見が確認された。また、事案によって投票年齢を変えらるということについて、趣旨は理解できるが、事案が発生した時点で誰がどうやってその年齢を決定していくかが不明であり、現実的ではないため、明確に年齢は規定しておくべきであることも確認された。

【投票資格者の国籍要件について】

市内に住所を有する者（住民）が投票資格者である前提のもと、外国人のうち永住する在留資格を有する永住外国人を投票資格者に位置づけることが確認された。また、永住外国人を「永住者」及び「特別永住者」と規定するものの、「定住者」など他の在留資格者については、行政において専門的観点から検討すべきであるという意見もあった。

論点第6. 情報提供と投票運動 論点第7. 住民投票の執行、投票日等について

【情報提供と住民投票の執行について】

他市の参考事例では、市長又は選挙管理委員会から市広報その他の適当な方法により、発議の趣旨や投票に関する判断材料となる情報を提供することが規定されている。このため、投票資格者が投票の判断に資するために必要な情報について、中立性の保持に留意して情報提供していくことが必要であることが確認された。また、住民投票は市長が執行すること、投開票事務などその執行権限については、専門的な執行機関である選挙管理委員会へ委任されることが適当であることが確認された。

【投票運動について】

住民投票は、公職選挙法の適用を受けない独自の制度であるため、基本的に投票運動の制限は受けない。そのため、他市の例では住民投票に関する投票運動は自由とすることを規定したうえで、公平な投票運動が実施されるために、買収、脅迫等、投票資格者の自由な意思が拘束または干渉されるようなことにならないよう規定されていることなどを参考として次回の委員会で審議していくこととされた。また、他市の例で選挙と同日に執行される例もあるが、選挙運動と投票運動がうまくいくか疑問である等の意見や、国民投票法に基づく投票運動についても参考に検討しておく必要があるといった意見があった。

（委員長）

これまでの審議のなかでお気づきの点や特に確認しておく必要がある事項があれば、審議しておきたい。また、次回の委員会では答申のまとめに入りたいので、ご意見いただきたい。

論点第6. 情報提供と投票運動

（意見）

- ・投票運動に関しては、自由である以上、買収、脅迫等、投票資格者の自由な意思が拘束ま

たは干渉されることのないよう規定しておくことが必要だが、罰則規定についてはどう考えるべきか。

(事務局)

参考として、他市の例では罰則規定は設けておられない。自由な投票運動を萎縮させてしまう懸念もあり、罰則規定は設けず節度ある行動に委ねるということがその理由としてあげられている例もあった。罰則規定を設けるか、否かについて委員会で審議のうえ答申いただくことで問題ない。

(意見)

- ・罰則規定については、更に市において検討を委ねることとしておくべきである。その旨を委員会意見とすればよい。
- ・罰則規定を必要とした場合、非常に高度で専門的な審議となるので、市において検討を加えることでよい。
- ・他市の例でも罰則規定は設けておられないように、住民投票制度において罰則規定はなじまないと考える。

論点第4．発議と実施の流れについて

(委員長)

過日の新聞記事で県内自治体の住民投票に関する署名に関して掲載されていることから、こうした実例を参考にしつつ、これまで本委員会が審議してきた投票実施の流れについて確認しておきたい。

(事務局説明)

新聞記事の内容は、地方自治法第74条の規定に基づき住民投票の直接請求がなされている例であり、必要な署名数が収集され審査されているところである。この手続は地方自治法に基づき選挙権を有する者の1/50以上の署名によって請求され、市長は意見を付して市議会に付議し、最終的に議会審議に委ねられたものであり、いわゆる個別課題型・非常設型である。これに対して、本委員会でとりまとめていただいた住民投票制度は、予め住民投票条例を制定するいわゆる常設型の制度であり、署名数に応じ、少数の1/50以上の署名であれば議会に付議し、多数の1/4以上の署名であれば投票を即実施しようとするものである。今回の参考例を本委員会の制度にあてはめてみると、投票資格者総数の1/4以上の署名を収集されていることから、署名簿の審査の結果に基づき、投票が実施されるということになる。

論点第6．情報提供と投票運動について

(事務局説明)

前回、投票運動に関して、国民投票の関連規定を参考にすべきとのご意見があり、参考資料を配布させていただいた。国民投票運動も人を選ぶ選挙ではなく、憲法改正という政策を投票するものであり、自由な意思表示ができるようその運動については選挙と比べて大幅に緩和されている。選挙運動では規制のあるビラやポスターの頒布も自由で、戸別訪問なども可能でありインターネットによる運動の規制もないが、買収に関しては、第10

9条において組織的多数人買収及び利害誘導罪という罰則規定が設けられている。

(委員長)

- ・情報提供についてはどうか再度確認しておきたい。

(事務局)

- ・前回にご確認いただいた内容は、「投票資格者が投票の判断に資するために必要な情報について、市広報その他の適当な方法により、中立性の保持に留意したうえで幅広く情報提供することが必要である。」ことであった。

(意見)

- ・手段として市広報が中心となるのか。
- ・他市の例では、討論会やシンポジウムの開催なども規定しておかれるが、いずれにしても市行政からの情報は中立的なものであるべきである。危惧されることは発議者の意向に偏った情報提供にならないか、ということである。また、発議者など市行政以外から出される情報のボリュームも大きく、投票資格者の判断に大きく影響していくものと考えられる。
- ・市が提供される情報提供には、中立性の保持が十分保たれるよう検討が必要である。
- ・発議に関する情報提供は、投票運動とは切り離して考えるべきである。
- ・自由な投票運動に関する情報は、一方の論調によるもので中立なものではない。
- ・発議された後に投票運動が展開されるものであり、発議された要旨など、投票に付すべき事項を色付けせず的確に情報提供していくものである。どうやって住民に発議の内容を詳しくお知らせしていくかであり、市広報による提供が妥当である。中立性を確保するために選挙管理委員会からの情報提供が妥当である。選挙管理委員会自体が選挙に関しては、中立的に執行管理される行政委員会である。

(委員長)

確認いただいた内容としては、情報提供に関しては、「投票資格者が投票の判断に資するために必要な情報について、市広報その他の適当な方法により、中立性の保持に留意したうえで幅広く情報提供することが必要」であること、投票運動に関しては「自由とし、ただし、買収、脅迫等住民の自由な意思が拘束され又は不当に干渉されるものであってはならない」ことを委員会の考え方としてまとめる。

論点第7. 住民投票の執行、投票日等について

(事務局説明)

前回、ご確認いただいた内容は、「住民投票は、市長が執行するものとし、投開票に関する事務は、専門的な行政委員会である選挙管理委員会への委任が妥当であること、投票日の設定については、準備のために必要な日数等、実務面の課題を検討のうえ定めるべきであること、さらに、投票運動と選挙運動に違いがあることなどから、選挙と住民投票は同日に執行することは避けるほうが望ましい」といったものであった。

(意見)

- ・投票日の設定については30日～90日という期間を設定することについて、どうか。
- ・実務面の課題を検討のうえ定めるべきであるものの、十分な情報提供の期間が必要であ

るという観点もある。

- ・住民投票と選挙が同時に執行され、住民投票の投票運動と選挙の選挙運動が同時に行われた例については、あまり無いのではないかと考えられる。
- ・川崎市の例では、同日執行することが規定されているが、経費面だけでなく、住民の混乱が大きいのではないかと考えられ、同日は避けたほうが望ましい。

論点第8. 投票の形式について

(事務局説明)

他市の例では、二者択一で賛否を問うとする例が多いが、特に市長が認めた場合は複数の設定も可能とするとされている例もある。なぜ二者択一なのか、ということだが、三つ以上の複数の選択肢の場合、尊重すべき投票結果の解釈の幅が大きくなることや、誘導的な選択肢の設定がなされるのではないかと考えられる。さらに、議論を尽くしたうえで実施する住民投票であることから、選択肢が多数存在する場合はそもそも住民投票を実施すべきではないという考え方がある。また、以前にご確認いただいた投票結果の尊重規定との関係が大きく、投票結果とは何をもって決めるのか、ということにもつながる論点である。

(意見)

- ・三つ以上の複数の選択肢で投票実施された実例はあるのか。
- ・過去の例で市町村合併に関する住民投票の例の選択肢として実例がある。
- ・発議者から提案された選択肢によるものだが、賛成又は反対という単純な二者択一でよいと思うがどうか。
- ・合併の課題に関して複数の選択肢が発生する場合は想定される。
- ・発議者が若干の幅があってもよいのではないかと考えられる。
- ・市議会の場で議論が尽くされた後の住民投票であり、わかりやすいのは二者択一ではないかと考えられる。
- ・選択肢が3つも4つもあれば、足し算や割り算による解釈にもつながり、裁量の幅が大きくなってしまふ。

(委員長)

- ・委員会の意見としては、住民が課題となる論点について答えやすい制度とすべきであることを重視し、二者択一で賛否を問う形式とすることをまとめとしておく。

論点第9. 投票の成立要件について

(事務局説明)

住民投票制度は、住民の総意を確認するためのものであり、少数の投票結果で決まることがないのではないかと考えられる。ことから検討をいただいている論点である。他市の例では、投票総数が投票資格者の1/2に満たない場合は、成立しないものとし、開票しないことが規定されている例や、成立要件は規定されていない例もある。成立要件に関しては、多数の署名によって実施された投票であることから成立要件まで規定すると制度への期待感を失うことになるのではないかと考えられる。一方、投票率が低い場合でも成立するとその結果を尊重するということになり影響が大きいのではないかと考えられる。

さらに、この論点も投票結果の尊重規定につながっていくが、そもそも尊重規定は法的拘束力がなく参考とすればよいという考え方と、一方で、その結果が尊重されて政策判断がなされる影響力が大きいものであるといった考え方になる。また、成立要件を設定すると、投票ボイコット運動にもつながるのではないかとといった考え方や、そもそも自由な投票運動であり、投票しようという運動もあるのではないかと、という考え方もある。そうした課題に対して、投票資格者総数の一定の割合以上の得票を尊重することを規定する絶対得票率を設定される例もある。

(意見)

- ・リコールの成立はどうか、確認しておくべきである。
- ・他市の例で成立要件を設けない理由として、投票ボイコット運動に対する懸念などがあげられている。
- ・成立要件がないと、何をもって成立したとするのか、わからなくなる。
- ・住民投票制度の重要な論点となるものであり、何をもって成立し、どの結果を尊重していくものかということでもあり、今後、市議会での議論もこの論点が中心の議論となることが予想される。
- ・尊重すべき内容は、「市議会、市長にお任せする」というのか、成立した結果を明示して尊重すべきものなのか、ということになる。
- ・成立することを前提として投票実施の発議がなされるものであり、その成立要件の設定は必要である。
- ・これまでの議論の到達点は、「その結果をどのように尊重するか」であり、「結果の精神は汲む」ということも尊重したことになり、それに対抗する場合の次のステップとしてリコール制度がある。
- ・有権者である投票資格者の1/2（50%）の投票は、制度の趣旨から勘案しても必要な条件ではないか。将来を見据えて住民自らが考えるべき重要事項を対象としている以上、投票資格者の半数以上の投票は不可欠である。
- ・住民の半数にも満たない投票結果では疑問が残る。
- ・1/2に満たない場合は開票しないことが妥当ではないか。
- ・同数に近い投票結果であれば、いずれを尊重してもよいと思われる。
- ・重要事項に関して、市議会での議論が尽くされたうえで意見が二分されているような状況のなかで実施するものであり、投票資格者の1/2（50%）の投票の成立要件があってもよい。
- ・資格があるのに投票しないということは、その結果を誰かに委ねているということであるが、制度の趣旨から有権者数（投票資格者）の1/2などの要件がわかりやすい。
- ・厳しい設定になっても制度の趣旨から考えると必要である。
- ・住民意向を確認する手法として、成立はハードルが低いほうがよいとも考えられる。
- ・結果が参考として尊重されるものと考えものであり、選挙では一票でも多数であった結果が全てであり、住民投票の結果を尊重することについても過半数でよいのではないか。

(委員長)

成立要件については、必要であり、概ねその方向性が確認されつつあるが、再度次回に審

議して最終確認をしていく。

その他

- ・ 次回の委員会は、3月27日午後を開催し、最終の答申案を確認していく。
- ・ 答申素案を配布しているので、各委員からご意見があれば事務局へ提出していただく。
- ・ 住民投票制度の審議結果によって、基本条例の関連規定にどのような影響があるのか、ということも付帯事項について次回の委員会で審議のうえ、答申としていく。
- ・ 学識経験の選定は未定であり、条例案の検討については、素案づくりを市内部の関係課と協議していくもので、本委員会へのフィードバックも予定。
- ・ 市議会からの意見を十分に踏まえたうえで、市において条例作成されたい。市議会での十分な議論を望むものである。
- ・ 寄附条例に関係して、引き続き寄附金の募集に力点をおかれているが、市民活動支援に向けた制度の構築を進められたい。

◆ 閉会 15時50分